

12月 開始日	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月減算 適応開始
1日							1日
2日							2日
3日							3日
4日							4日
5日							5日
6日							6日
7日							7日
8日							8日
9日							9日
10日							10日
11日							11日
12日							12日
13日							13日
14日							14日
15日							15日
16日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	16日
17日							17日
18日							18日
19日							19日
20日							20日
21日							21日
22日							22日
23日							23日
24日							24日
25日							25日
26日							26日
27日							27日
28日							28日
29日							29日
30日							30日
31日							30日

障害者総合支援法「事業者ハンドブック」指定基準編2018年度版73ページ参照。
 管轄の都道府県知事、市町村又は市町村長の障害福祉課に複数問い合わせましたが、答えが統一しませんでした。ですので確実に減算が発生しない方法をお伝えします。

黄色の期間内に①モニタリングの実施、②ケース会議の実施、③個別支援計画の作成、④個別支援計画の交付、⑤個別支援計画の同意を全て完結してください。

障害福祉サービスの法令に適用しない場合もありますので開始日に伴う終了日は、民法140条を適用していません。

※民法第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

終了日、減算適応開始日は民法第142条が適用されるか不明です。

障害福祉サービスの法令に適用しない場合もあります。

※民法第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

減算は1日でも適用されると当該月のサービス提供日全ての日は減算となります。

内容に対してなんらかの保証をするものではなく、内容や参考様式に基づいていかなる運用結果に関しても一切の責任を負いません。

必ず最寄りの管轄の都道府県知事、市町村又は市町村長の障害福祉課などの指導担当者に

確認して自己責任で運用してください。